

千葉県報

定例
令和3年10月1日

目次

- 新たに生じた土地の確認
- 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
- 土地改良区定款の変更認可
- 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間
- 道路区域の変更(二件)
- 公告

- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(三件)
- 土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧(二件)
- 漁業法に基づく処分に係る聴聞の実施
- 公共測量の実施(二件)
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の縦覧
- 一般競争入札(保留地の処分)の実施
- 令和三年木造建築士試験の設計製図の試験に係る試験場所の変更
- 特定調達公告
- 入札公告(二件)
- その他
- 環境影響評価方法書の作成及び縦覧等

告示

千葉県告示第五百四十一号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、千葉市長から市の区域内に新たに生じた同市中央区中央港一丁目二二九番一、二二九番二、二二九番三及び二三八番に隣接する公有水面埋立地千九百九十九・六二平方メートルの土地並びに同市中央区中央港一丁目二三四番、二三五番及び二三八番に隣接する公有水面埋立地二千三百三十一・五一平方メートルの土地を令和三年九月一日確認した旨届出があった。
 令和三年十月一日
 千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第五百四十二号
 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。
 令和三年十月一日
 千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 八千代市大和田新田字津金向六八六番三の一部及び六八六番四の一部(別図のとおり)
 - 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
 - 三 当該区域において講ずべき措置 地下水の水質の測定
- (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第五百四十三号
 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。
 令和三年十月一日
 千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 八千代市大和田新田字津金向六八六番三の一部及び六八六番四の一部(別図のとおり)
 - 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第五百四十四号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、夷隅郡大多喜町普通川土地改良区の定款の変更を令和三年九月十六日付けで認可した。
 令和三年十月一日
 千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第五百四十五号
 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一條第二項の規定により、かじき等流し網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申

請すべき期間を次のとおり定めた。

令和三年十月一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 制限措置の内容
 - 1 漁業種類
 - かじき等流し網漁業
 - 2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
 - 三隻
 - 3 船舶の総トン数
 - 二百トン未満
 - 4 推進機関の馬力数
 - 定めなし
 - 5 操業区域
 - 総トン数十トン以上の船舶にあつては漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)別表第一のかじき等流し網漁業の項の中欄第四号に掲げる海域のうち千葉県海面、総トン数十トン未満の船舶にあつては同省令別表第十一に掲げる海域を除く千葉県海面
 - 6 漁業時期
 - 十一月十五日から翌年五月三十一日まで
 - 7 漁業を営む者の資格
 - 千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地(漁船法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十五号)第一条第九項に規定する主たる根拠地をいう。)が千葉県の区域にある者
- 二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
 - 令和三年十月一日から三十一日まで

千葉県告示第五百四十六号		千葉県告示第五百四十七号	
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。		道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。	
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び君津土木事務所において、令和三年十月一日から三週間、縦覧に供する。		その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び海面土木事務所において、令和三年十月一日から三週間、縦覧に供する。	
令和三年十月一日		令和三年十月一日	
一 道路の種類	一般国道	一 道路の種類	県道
二 路線名	四百六十五号	二 路線名	八日市場井戸野旭線
三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長		三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長	
	千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
君津市蔵玉字安郷沢一、二八八番二地先から字銭神台一、〇四一番一地先まで	後	二二・七〇メートルから五三・〇〇メートルまで	三五・二〇メートル
君津市蔵玉字城ノ腰九二一番一地从先から九二一番一地先まで	後	二八・〇〇メートルから五〇・三〇メートルまで	六一・二〇メートル
区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
匝瑳市平木字上島四四九番一地从先から字榎内一、四〇七番四地先まで	前	八・一〇メートルから九・五〇メートルまで	三六八・七〇メートル
	後	九・八八メートルから一一・二七メートルまで	三六八・七〇メートル

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

千葉県知事 熊谷 俊人